

「京都市客引き行為等対策審議会」の市民公募委員の募集

京都市では、京都市客引き行為等の禁止等に関する条例に基づき、客引き行為等禁止区域の指定や条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、審議していただくとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べていただくため、京都市客引き行為等対策審議会を設置しています。

この審議会での審議に、広く市民の皆様からの御意見・御提案を反映させるため、市民公募委員を募集します。

1 募集期間

令和7年2月21日（金）～同年3月14日（金）＜必着＞

2 募集する市民公募委員の人数

2名

3 任期

令和7年5月1日 から 令和9年4月30日 まで

4 応募資格

令和7年5月1日時点において、次の要件を全て満たしている方

- (1) 客引き行為等の対策に関して、本市の施策に関心があること
- (2) 京都市内に居住、通勤又は通学していること
- (3) 満18歳以上であること
- (4) 平日の日中に開催される会議に出席できること（年1～2回程度）
- (5) 日本語を理解し、日本語により会話することができること（国籍は問いません。）
- (6) 国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員でないこと
- (7) 本市の他の2つ以上の審議会に、市民公募委員として在籍していないこと

5 応募方法

募集案内にある応募用紙に必要事項を記入のうえ、小論文（課題「京都市内における客引き行為等に関して思うこと」（800字以内））を添えて、持参、郵送、ファクシミリ又は当課メールアドレスへの送付により御応募ください。

なお、応募書類は返却しませんので、御了承ください。

募集案内は、市役所案内所、各区役所・支所、情報公開コーナー、市立図書館、文化会館等で2月21日（金）から配布します。

6 応募先

- (1) 住 所 〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
- (2) FAX 番号 075-213-5539
- (3) メールアドレス kurashianzen@city.kyoto.lg.jp

7 選考

応募用紙をもとに書類選考します。

なお、選考結果は、4月中旬までに応募者全員に文書で通知します。

8 その他

審議会の出席ごとに、委員報酬をお支払いします。